



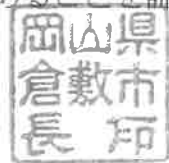
許可番号 第10020009914号

産業廃棄物処分業許可証

住 所 岡山県倉敷市連島町連島142番地の137
名 称 有限会社ナカイチ
代表取締役 中山 一将

廃棄物の処理及び清掃に関する法律第14条第6項の許可を受けた者であることを証する。

倉敷市長 伊 東 香 織



許可の年月日 令和 7年 5月26日

許可の有効年月日 令和12年 5月16日

1. 事業の範囲

- (1) 事業の区分 中間処理（破碎、解体・選別、焼却、乾燥）
(2) 取り扱う産業廃棄物の種類（これらのうち石綿含有産業廃棄物、水銀使用製品産業廃棄物及び水銀含有ばいじん等を除く。）
破碎及び解体・選別
廃プラスチック類（自動車等破碎物を除く。）、紙くず、木くず、繊維くず、ゴムくず、金属くず（自動車等破碎物を除く。）、ガラスくず・コンクリートくず（がれき類を除く。）、陶磁器くず（自動車等破碎物を除く。）、がれき類
焼却
紙くず、木くず、繊維くず（自ら行った処分により生じた中間処理産業廃棄物に限る。）、動植物性残さ（含水率30%以下で、専焼しない。）
乾燥
汚泥（無機性に限る。）

2. 事業の用に供する全ての施設

「裏面に記載」

3. 許可の条件

「裏面に記載」

4. 許可の更新又は変更の状況

平成 7年	5月17日	新規許可
平成 7年	8月29日	変更許可（取り扱う産業廃棄物の種類の追加）
平成14年	3月 8日	変更許可（取り扱う産業廃棄物の種類の追加）
平成17年	6月14日	変更許可（中間処理の追加）
平成19年	2月19日	変更許可（中間処理の追加）
平成30年	7月 2日	変更許可（取り扱う産業廃棄物の種類の追加、中間処理の追加）
令和 7年	5月26日	更新許可（許可の有効年月日：令和12年5月16日）

5. 規則第10条の4第7項による許可証の提出の有無 無



2. 事業の用に供する全ての施設

(1) 破碎施設

設置場所：倉敷市玉島陶字深窪 3127 番 1

設置年月日：平成 7 年 5 月 1 日

処理能力：4.9 t/日

産業廃棄物の種類：廃プラスチック類(自動車等破碎物を除く。)、紙くず、木くず、繊維くず、ゴムくず、金属くず(自動車等破碎物を除く。)、ガラスくず・コンクリートくず(がれき類を除く。)、陶磁器くず(自動車等破碎物を除く。)、がれき類

(2) 解体・選別施設

設置場所：倉敷市玉島陶字深窪 3130 番, 3132 番, 3133 番 1, 3137 番

設置年月日：平成 17 年 5 月 23 日

処理能力：4.5 t/日

産業廃棄物の種類：廃プラスチック類(自動車等破碎物を除く。)、紙くず、木くず、繊維くず、ゴムくず、金属くず(自動車等破碎物を除く。)、ガラスくず・コンクリートくず(がれき類を除く。)、陶磁器くず(自動車等破碎物を除く。)、がれき類

(3) 焼却施設

設置場所：倉敷市連島町連島字一ノ割 142 番 137, 98

設置年月日：平成 10 年 2 月 27 日

処理能力：4.8 t/日

産業廃棄物の種類：紙くず、木くず、繊維くず(自ら行った処分により生じた中間処理産業廃棄物に限る。)、動植物性残さ(含水率 30%以下で、専焼しない。)

(4) 乾燥施設

設置場所：倉敷市連島町連島字一ノ割 142 番 137, 98

設置年月日：平成 30 年 4 月 15 日

処理能力：5 m³/日

産業廃棄物の種類：汚泥(無機性に限る。)

3. 許可の条件

処理施設の設置場所及び用地面積

(1) 破碎施設

設置場所：倉敷市玉島陶字深窪 3127 番 1 用地面積：1,179 m²

(2) 解体・選別施設

設置場所：倉敷市玉島陶字深窪 3130 番, 3132 番, 3133 番 1, 3137 番
用地面積：1,725 m²

(3) 焼却施設

設置場所：倉敷市連島町連島字一ノ割 142 番 137, 98 用地面積：216.4 m²

(4) 乾燥施設

設置場所：倉敷市連島町連島字一ノ割 142 番 137, 98 用地面積：35.29 m²